

## 第4章 具体的な取り組み（実施計画）

### 【人権施策の推進方針】—共通事項—

#### 1 人権・同和教育、啓発の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
就学前における人権・同和教育、啓発の推進	就学前における人権・同和教育の推進	人間形成の重要な過程にある乳幼児に対し、心豊かなつながりの中で生きる力や人権を大切にする心の基礎を育む。	こども園・保育園
	職員研修の実施	保育教諭等の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつなげる。	こども園・保育園 子育て応援課
	保護者研修の実施	保護者への人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努める。	こども園・保育園
	町乳幼児教育研究会の開催	人権・同和教育（教育）の推進と発展のため、研究・協議を行い、より良い教育・保育活動の確立に努める。	こども園・保育園 文化センター
	町人権・同和教育推進協議会における学校・園部会の取り組み	こども園・保育園、小中学校が連携して研究会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	こども園・保育園 小中学校 町人権・同和教育推進協議会
学校における人権・同和教育、啓発の推進	学校における人権・同和教育の推進	社会奉仕体験活動、高齢者や障がいのある人などとの交流活動、自然体験活動などさまざまな体験活動をとおして人権・同和教育を推進する。	小中学校
	職員研修の実施	教職員の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつなげる。	小中学校
	保護者研修の実施	保護者への人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努める。	小中学校
	人権課題を抱える子ども及び保護者への支援	必要な配慮や支援が確実に行われるよう、本人保護者等と十分に連携を行う。また、安心して学校生活を送れるよう、職員研修や支援会議等を随時実施する。	小中学校
	人権・同和教育参観日の実施	人権・同和教育参観日を実施し、保護者、家庭、地域と連携して人権・同和教育を推進する。	小中学校
	輪読の実施	人権に関する絵本を学年毎に選定し輪読を行う。親子で一緒に読み、感じたことを各家庭で話し合うことで、絵本をとおして家庭教育を行う。	こども園・保育園 小学校
	人権学習の講師派遣	小中学校が開催する、人権学習のゲストティーチャーとして授業に協力する。	人権・同和教育課 文化センター
	人権標語の取り組み	人権尊重の意識を広めるために、小中学生から人権標語を募集する。	人権・同和教育課 小中学校
	人権の花運動の実施	協力して花を育てることをとおして、心を豊かにし、人を思いやる大切さを学ぶため、各小学校で人権の花運動を実施する。	人権・同和教育課 小学校

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
学校における人権・同和教育、啓発の推進 (続き)	対象別人権・同和教育研修事業	学校の保護者研修で、人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	人権・同和教育課
	町人権・同和教育推進協議会における学校・園部会の取り組み	こども園・保育園、小中学校が連携して研究会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	こども園・保育園 小中学校 町人権・同和教育推進協議会
家庭、地域における人権・同和教育、啓発の推進	人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)の開催	一人ひとりが人権を正しく理解し、あらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを推進するため、人権・同和教育部落懇談会を開催し、地域における人権意識の高揚を図る。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	差別をなくする町民のつどい(人権フェスティバル)(仮称)の開催	町民を対象にさまざまな人権をテーマに講演会や、小中学校、各団体の実践や活動報告を行い、人権について学び、考える機会を提供する。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	町人権・同和教育推進協議会における社会教育部会・福祉部会の取り組み	関係組織及び団体が連携して研修会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	町人権・同和教育推進協議会における各種大会等への派遣	県内外で開催される各種大会、講演会及び研修会へ、町人権・同和教育推進協議会の構成員を派遣し、あらゆる人権課題に対する正しい理解及び資質の向上を図る。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	啓発活動の実施	町人権・同和教育推進協議会主催で、町民を対象にさまざまな人権をテーマに啓発事業を実施する。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	人権まなびの講座	町民に対し、あらゆる人権課題をテーマに講座を開催し、学習する機会を提供する。	文化センター
	対象別人権・同和教育研修事業	地域で人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	人権・同和教育課
	子育て講座の実施	保護者を対象に、家庭教育講座を実施し、子どもとの関わり方等子育てに必要な知識を学び、子どもの成長を喜び、楽しみながら子育てができる機運を高める。	社会教育課 教育総務課 子育て応援課 小中学校 こども園・保育園
	「10秒の愛～やさしさの貯金～」の実施	親子の絆づくりに焦点をあて、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいの大切さについて啓発するために、子育ての合言葉として「10秒の愛～やさしさの貯金～」に取り組む。	社会教育課 教育総務課 小中学校 こども園・保育園
企業等における人権・同和教育、啓発の推進	町人権・同和教育推進協議会における企業部会の取り組み	企業における人権・同和教育研修会を推進する。	人権・同和教育課 商工観光課 町人権・同和教育推進協議会

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
企業等における 人権・同和教育、啓発の推進 (続き)	企業内研修への支援	企業や事業所が行う人権・同和教育研修への講師の紹介や派遣、教材等の提供を行い企業の研修を支援する。	人権・同和教育課 商工観光課
	人権擁護委員による啓発活動の支援及び協力	人権擁護委員による企業訪問や街頭啓発活動の支援及び協力を行う。	人権・同和教育課
	対象別人権・同和教育研修事業	企業で人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	人権・同和教育課

## 2 推進体制の確立・調査の実施

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
人権の視点に立った行政の推進 及び職員の資質向上	職場内人権・同和教育研修の実施	全職員対象に人権・同和教育研修を実施し、行政職員として、人権を基軸にした行政サービスを行うことや、人権問題について正しい理解を習得し、人権問題の解決に積極的に取り組む意識を高める。	総務課 人権・同和教育課
	新規採用職員研修の実施	新規採用職員に人権・同和教育研修を実施する。	総務課 人権・同和教育課
	各種大会等への派遣	県内外で開催される各種大会、講演会及び研修会へ職員を派遣し、あらゆる人権課題に対する正しい理解及び資質の向上を図る。	総務課 人権・同和教育課
	町人権・同和教育推進協議会における行政部会の取り組み	行政部会の対象者に対し、研修会等を開催し資質の向上を図る。	総務課 人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実	県との連携	県人権・同和対策課、県教育委員会、県人権文化センター等と連携して施策を推進していく。	人権・同和教育課
	指導者の養成	地域で主体的な学習活動を推進するために、ファシリテーター <sup>※1</sup> 養成講座等、指導者養成に向けた取り組みを推進する。	人権・同和教育課
意識調査の実施及び活用	町人権・同和教育に関する意識調査の実施	人権・同和教育の基礎資料を得るため、町民の人権・同和教育についての意識等の把握を目的に調査を実施する。	人権・同和教育課

※1 ファシリテーター

話し合いなどの場で参加者の発言を促したり、話をまとめたりすることで話し合いをより良い方向に導く進行役のこと。

## 3 相談支援の充実

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
国、県と連携した相談・支援体制の充実	相談窓口の周知	各人権課題について、相談窓口を町報・ホームページ等に掲載し周知を行う。	関係課
	人権相談の開催	各地区公民館を会場に人権擁護委員による人権相談を毎月2回開催する。	人権・同和教育課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
国、県と連携した相談・支援体制の充実(続き)	民生・児童委員の活動への支援	地域のひとり暮らしの高齢者、障がい者、ひとり親家庭など要援護者家庭への定期的な家庭訪問等など、福祉全般にわたり相談や行政等への連絡を行う民生・児童委員の活動への支援を行う。	福祉あんしん課
地域共生社会の実現にむけた重層的支援体制の整備	重層的相談事業の実施	住民のさまざまな課題に対し、関係課・関係機関が連携して対応する。	関係課
	地域食堂の開催	地域のさまざまな人が集う交流の場と、誰もが安心して過ごせる居場所として、地域食堂を開催する。	文化センター 公民館
	フードバンクの取り組み	支給された食材等を他の地域食堂に分配したり、必要としている人へ配布を行う。	文化センター

#### 4 差別事象への対応

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
差別事象への対応	差別事象等対応マニュアルに基づく対応	差別事象の関係課が「差別事象等対応マニュアル」に基づき、事実関係の正しい把握と、人権侵害の事実を明らかにする。また、当事者のケアや再発防止施策について検討する。	人権・同和教育課 関係課
	差別事象検討委員会の設置	差別事象の発生後に差別事象検討委員会を設置し、事象の要因や社会的背景を分析し、再発防止に向けて、問題解決への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討する。	人権・同和教育課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	人権・同和教育課

#### 5 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
教育・啓発の推進	町民における理解の普及	小中学校、PTA研修、公民館講座、高齢者教室等においてユニバーサルデザインについて研修を行い、理解を深める。	関係課
ユニバーサルデザインの推進	公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	公共施設、道路、公共交通機関等について、ユニバーサルデザイン等に配慮した生活環境整備を進める。	総務課 建設住宅課 関係課
ユニバーサルデザインの推進	福祉のまちづくり推進事業	高齢者や障がいのある人など、誰もが安心して利用できる施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進するため、施設のバリアフリー整備(車いす使用者用トイレの整備、エレベーターの設置など)を行う費用の一部を助成する。	建設住宅課
	カラーユニバーサルデザインの推進	ホームページ、町報、ポスター、案内版について色弱者や高齢者の立場に立った色使いの配慮を行う。	総務課 企画政策課 関係課

## 【分野別施策の推進】

### 1 男女共同参画に関する人権



#### ■推進方針

- (1) 男女共同参画への理解促進
- (2) 誰もが活躍できる環境づくりの推進
- (3) 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
男女共同参画への理解促進	教育・啓発の推進	男女共同参画への町民の意識を高め、理解を深めるための啓発や広報活動を推進するとともに、講演会や講座等による学習機会の提供に努める。	企画政策課 関係課
	男女平等を基本とする教育・保育の推進	園や学校において、子どもたちが性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を伸ばしていけるよう、男女共同参画や性差別解消に向けた教育・保育を推進する。	こども園・保育園 小中学校
	性と生殖に関する健康・権利等についての教育・啓発の推進	学校・園において、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）をはじめとする、お互いの心身についての理解深めるための教育・保育や保護者啓発を推進する。	こども園・保育園 小中学校
	職員・教職員研修の充実	園や学校において職員・教職員が男女共同参画意識の向上をめざした研修を行う。	こども園・保育園 小中学校
	保護者への啓発	男女共同参画について、保護者に啓発を行い、子育てにおいて、子どもを性別で区別することなく、個性が大切にされるよう支援する。	こども園・保育園 小中学校
誰もが活躍できる環境づくりの推進	おとこもつくる料理教室の開催	男性も料理の楽しさを知り、食に関する関心を高め、家庭で家事を一緒に行えるよう事業を実施する。	社会教育課 公民館
	男性の育児休業・介護休業の取得の推進	女性に偏りがちな育児・介護を男性も一緒に行えるよう、男性の育児休業、介護休業取得を推進する。	商工観光課
	男性が家事・子育てに参画しやすい環境づくり	子どもに関する行事や子どもが病気の時に、男性も家事や子育てに参画しやすくなるよう、長時間労働の見直しや休みやすい雰囲気づくり等について、企業に啓発を行う。	商工観光課
	仕事と子育ての両立支援	共働きやひとり親等、さまざまな家族の形態にあわせて、仕事と子育てが両立できる支援を行う。  ・保育の受け皿の確保 ・多様な保育ニーズへの対応（ファミリー・サポート・センター事業、一時保育事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業） ・放課後児童クラブ	子育て応援課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
誰もが活躍できる環境づくりの推進(続き)	仕事と介護の両立支援	仕事と介護を両立し負担の軽減をサポートする。 ・介護保険サービスに関する相談対応 ・介護に関する制度等の周知	すこやか健康課
	就業条件の整備	職場において性差のない人材育成、公正な待遇の担保や、職場内のハラスメント防止の取り組みについて企業に啓発を行う。	商工観光課
	柔軟に働ける環境整備	女性の妊娠・出産期や、性別にかかわらず子育て、介護、更年期等の状況に応じて自身の体調や家庭と両立しながら働き続けることができる環境の整備について企業に啓発を行う。	商工観光課
	就労に関する情報提供の充実	子育て等の理由で一度離職した女性が、再び就業できるよう関係機関と連携し、制度の情報提供を行う。	商工観光課
	特定事業主行動計画の推進	女性職員をはじめ、すべての職員が活躍できる職場とするため、子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立ができるよう、職場環境づくりなどの取り組みを計画的に実施する。	総務課
	自治会等、地域社会活動における男女共同参画の推進	女性が自治会や地域社会活動に参加しやすくなるよう、家庭における固定的役割分担意識の解消が行われるよう啓発を行い、自治会や地域の活動に女性の意見が、さらに反映されるように努める。	関係課
	政策・方針決定過程への女性の参画推進	各審議会や委員会への男女の登用率の均等に努める。	関係課
誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進	性差別、DV、性暴力、各種ハラスメント等の防止に向けた啓発活動	性差別、DV、性暴力、各種ハラスメント等の防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動を実施する。	企画政策課 子育て応援課 人権・同和教育課
	DV等に関する相談支援	関係機関と連携して相談窓口の周知を行う。相談者が安心して相談できる場所や時間帯で相談を受ける等配慮し、相談者の意思を尊重し相談対応を行い必要時関係機関と連携して支援を行う。	子育て応援課 福祉あんしん課 人権・同和教育課
	DV被害者の自立支援	被害者およびその家族の一時保護や自立に向けて、関係機関と連携し支援を行う。	子育て応援課 福祉あんしん課
	防災における男女共同参画の推進	避難所の設備・備品・運営方針に関し、女性や乳幼児を抱える家庭、また多様な性のあり方に対して配慮を行う。	総務課
	こころの健康(メンタルヘルス)を確保するための取	悩みを抱える人の相談と関係機関との連携、および相談窓口の周知を行う。	すこやか健康課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進 (続き)	多様な性への理解促進	町民に対し、性的マイノリティに対する正しい理解を深めるための啓発活動を行う。	企画政策課 人権・同和教育課
	性の多様性に関する教育・啓発の推進	学校・園において、性の多様性についての理解を深め、固定的な意識をもたせることがないように教育・保育に取り組み、性的マイノリティ(性的少数者)の人権が守られるよう、性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに必要な配慮・支援を行う。また、保護者啓発の推進に努める。	小中学校 こども園・保育園

## 2 子どもの人権



### ■推進方針

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| (1) 子どもの健全育成の推進    | (4) 児童虐待防止への取り組み |
| (2) 発達支援・特別支援教育の充実 | (5) 子どもの貧困対策     |
| (3) いじめ、不登校等に対する施策 | (6) 子どもの権利・意見の尊重 |

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
子どもの健全育成の推進	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター「すくすく」)	妊娠期から子育て期までの身近な相談窓口として保健師や栄養士などが相談に応じ、関係機関とも連携しながらそれぞれのニーズに合わせて総合的に子育てのサポートを行う。	子育て応援課
	乳幼児健診	乳幼児の健康状態及び発達の確認を行い、集団健診時には保健指導・臨床心理士による子育て相談を実施し、保護者の育児支援を行う。	子育て応援課
	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。	子育て応援課
	休日保育室開放事業	休日に未就学の子どもと保護者が一緒に過ごせる場所の提供として、しらとりこども園の休日保育室や園庭の開放を行う。	子育て応援課
	児童館事業	子どもが心身共に健やかに成長するために、安全に遊べる居場所づくりや遊びを提供する。また、親子のふれあいや地域住民とのかかわりを通し、子どもたちの自尊感情を高め、豊かな人間形成をめざす。	文化センター
	放課後子ども教室	公民館を活用した子どもの居場所づくり活動を推進し、学習、文化活動、地域住民との交流活動を行う。	社会教育課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
子どもの健全育成の推進 (続き)	家庭教育講座	保護者を対象に、家庭教育講座を実施し、子どもとの関わり方等子育てに必要な知識を学び、子どもの成長を喜び、楽しみながら子育てができる機運を高める。	社会教育課 教育総務課 子育て応援課 小中学校 こども園・保育園
	子ども達の見守り活動への支援	学校支援ボランティア、交通指導員及び地域安全パトロール隊による登下校の見守りを支援する。	教育総務課 社会教育課 小中学校
	コミュニティ・スクール	学校運営に地域の声を積極的に取り入れ地域と一体になり、特色ある学校づくりを推進する。	教育総務課 小中学校
	各種青少年育成団体等との連携	青少年育成、PTA等との連携を持ち、巡回指導、啓発パンフレット作成配布等により地域環境づくりを推進する。	社会教育課
	要保護児童対策地域協議会運営	要保護児童等の早期発見や適切な支援を行うため関係機関で情報交換や支援内容の協議を行い、虐待防止に向けた検討を行う。	子育て応援課
発達支援・特別支援教育の充実	発達障がいに関する理解・啓発の推進	パンフレット配布等、発達障がいに関する広報活動や保護者研修会を実施し、理解や啓発の推進を図る。	福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	加配保育士・学習支援員の配置	支援を必要とする子どもへの適切な支援を行い、個々の特性に応じた学びや園・学校生活が安心して送ることができるよう加配職員を配置する。	子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	職員研修の実施	支援を必要とする子どもたちの園や学校での生活、環境のあり方、保育及び教育支援や保護者支援についての研修を行う。	子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	関係機関との連携による支援	特別支援学校、エール発達障がい者支援センター、医療関係機関等と連携し、園児、児童生徒をはじめ、保護者や園及び学校への支援体制の整備と充実を図る。	福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	相談支援体制の充実	町内のこども園・保育園及び学校において子育てに関する不安や悩みを解消するために、療育・相談機関やスクールカウンセラー等を活用し、保護者を支援する。	福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	特別支援教育就学援助費	特別支援学級に入級する児童生徒の保護者へ経済的支援を行うことで、安心して学ぶための環境を整える。	教育総務課



推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
いじめ、不登校等に対する施策	校内相談体制及び支援体制の整備	アンケート等を実施し、児童生徒が抱えている悩みやストレス等の早期発見、早期対応に努め、スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制を整備する。	教育総務課 小中学校
	いじめ対策協議会の開催	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、各関係機関と連携した対応や支援を行い、相談活動を充実する。	教育総務課 小中学校
	「子どもの人権SOSミニレター」の配布	学校におけるいじめや体罰に対する活動として、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、教職員や保護者に相談できない子どもの悩みを受け付け、関係機関と連携しながら解決につなげる。	人権・同和教育課 小中学校
	保護者支援事業「虹の会」	子どもの不登校、引きこもり、障がいなどの悩みを持つ親たちが、抱えている不安や焦りを話し合いながら、互いに受け止め、学び合う機会を提供する。	東伯文化センター
児童虐待防止への取り組み	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に家庭訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	子育て応援課
	子育て短期支援事業	要保護児童等の緊急避難や、養育困難家庭の子育て支援としてショートステイ事業・トワイライトステイ事業を実施する。	子育て応援課
	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に家庭訪問を行い、家事援助を行う。	子育て応援課
	「子どもの人権SOSミニレター」の配布	家庭内での虐待に対する活動として、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、教職員や保護者に相談できない子どもの悩みを受け付け、関係機関と連携しながら解決につなげる。	人権・同和教育課 小中学校
子どもの貧困対策	児童扶養手当事業	18歳到達年度までの子どもがいるひとり親家庭に、児童扶養手当を支給する。	福祉あんしん課
	医療費の助成	ひとり親家庭に対して医療費の助成を行う。	すこやか健康課
	養育に係る公正証書作成促進事業	養育費に係る公正証書等の作成に要する費用を助成する。	福祉あんしん課
	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が資格を取得するために養成機関で就業する場合に、給付金を支給する。	福祉あんしん課
	自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の保護者が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講した場合に、本人が支払った費用の6割相当額を支給する。	福祉あんしん課
	災害遺児手当の支給	養育者が災害または交通事故等による死亡、または養育者に重度障害のある義務教育終了前の子どもを養育する者に災害遺児手当を支給する。	子育て応援課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
子どもの貧困対策(続き)	就学援助費の支給	経済的理由により就学が困難な家庭の児童生徒に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を補助する。	教育総務課
	町進学奨励金事業	経済的理由により就学が困難な町内在住の高校生に進学奨励金を支給することにより、教育を受ける権利の保障と子育て支援を行う。	教育総務課
	学習支援事業	放課後児童クラブ及び文化センターにおいて学習支援を実施する。	子育て応援課 文化センター
子どもの権利・意見の尊重	子どもの権利に関する啓発	子どもの人権について、大人と子どもを対象にして理解と認識を深めるため広報・啓発を行う。	子育て応援課 教育総務課 人権・同和教育課
	こども園・保育園、学校における研修会の実施	子どもの人権についての職員及び保護者の研修を実施し、子どもの権利に関する理解を深める。	子育て応援課 教育総務課 人権・同和教育課

### 3 高齢者の人権



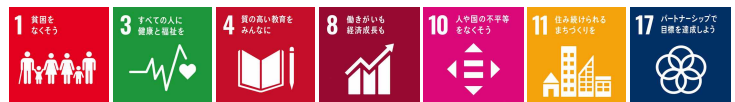
#### ■推進方針

- (1) 社会参加、自立、生きがいづくり
- (2) 福祉・介護サービスの充実
- (3) 権利擁護体制の充実
- (4) 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
社会参加、自立、生きがいづくり	高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者がいきいきと暮らすための講座等を開催するほか、高齢者クラブ、介護予防サークルの活動を支援し、高齢者の仲間づくり、健康づくりを推進する。	すこやか健康課 社会教育課
	高齢者の社会参加の推進	高齢者がもつ経験や知識を、園や学校、地域で活かすとともに、シルバー人材センターへの支援、介護ボランティアの育成等により、高齢者の活躍の場を確保し、社会参加の推進を行う。	すこやか健康課 教育総務課 こども園・保育園
福祉・介護サービスの充実	介護予防教室	知的活動(音読・計算など)や身体活動(転倒予防体操など)、レクリエーション活動等を行い、認知機能及び身体機能の低下を予防する。	すこやか健康課
	地域包括支援センター(生活支援コーディネーター活動)	介護が必要になっても住み慣れた地域・自宅で生活ができるよう、生活支援コーディネーターが相談窓口となり、また支援体制へとつなぐパイプ役を担う。	すこやか健康課
権利擁護体制の充実	成年後見制度の利用促進	認知症等の状況にあり、財産管理や契約にともなうサービスの援助が必要な高齢者等に対し、成年後見制度の利用を支援する。	すこやか健康課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
権利擁護体制の充実(続き)	高齢者への虐待防止への取り組み	虐待が発生した際に、高齢者虐待防止法に基づき、関係機関と連携を図り、高齢者の安全確保に努める。	すこやか健康課
高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	地域交通対策	高齢者の買い物・通院など日々の暮らしに必要な交通手段を残していくために、町営バスの運行を行う。	企画政策課
	交通空白地タクシー助成事業	公共交通空白地に在住する、運転免許を持たない高齢者等に対し、タクシーチケットを交付する。	企画政策課
	高齢者の総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることが出来るよう、地域の社会資源の活用や関係機関との連携を図りながらさまざまな相談に対応する。	すこやか健康課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。高齢者世帯(65歳以上で構成する世帯)は優先して入居することができる。	建設住宅課

#### 4 障がいのある人の人権



##### ■推進方針

- (1) 障がいのある人への理解
- (2) 地域生活への支援の充実
- (3) 雇用・就労の支援と社会参加の推進
- (4) 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
障がいのある人への理解	町民への啓発活動	障がいのある人に対する偏見や差別をなくし、地域社会で安心して生活できるように、町民への啓発活動や学習機会を提供する。	福祉あんしん課 人権・同和教育課
	学校・園での交流活動や人権学習・啓発の推進	障がいのある人の人権の理解を深めるため、交流活動や発達段階に応じた理解を深める学習に取り組む。また、保護者啓発の推進に努める。	小中学校 こども園・保育園
	福祉体験学習の実施	障がいのある人と児童生徒との交流や体験学習の場を設け理解を進める。	小中学校
	スポーツ推進委員との連携	ポッチャなど、障がいがあってもできるスポーツを取り入れた「えんじょいスポーツ」や体力測定会の開催。地域と連携した健康づくりを推進する。	社会教育課
	障がいがある人への虐待の防止	障がいがある人の人権について啓発を行い、虐待の未然の防止、早期発見、早期解決を図るための取り組みを推進する。	福祉あんしん課 人権・同和教育課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
障がいのある人への理解(続き)	手話教室の開催	ろう者の人権が尊重され、ろう者とうろう者以外の人が互いを理解し合うことを目的に、手話教室を開催し手話の普及に努める。	文化センター
	障がい者団体、家族会への支援及び協力	障がい者団体や家族会の活動(相互支援・学習・社会的運動)に対し、必要な支援及び協力を行う。	福祉あんしん課
地域生活への支援の充実	町営バス運行委託	障がいがある人の交通手段を確保し社会参加を促すため、町営バスの運行管理委託を行う。新規で車両を整備する際はバリアフリー、ユニバーサルデザインの車両を導入する。	企画政策課
	特別障がい者等手当支給事業	在宅で生活をする重度の障がいがある人に手当を支給する。	福祉あんしん課
	自立支援給付費	障がいがある人の自立促進・生活改善・社会参加の増進のため、障がい福祉サービスの給付を行う。 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援・共同生活援助・就労継続支援・計画相談支援)	福祉あんしん課
	地域生活支援事業	○日常生活用具給付事業 ・自立促進・生活改善・社会参加を増進するため日常生活用具(ストマ用装具、痰吸引器等)の給付を行う。 ○日中一時支援事業 ・日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。 ○障がい者地域生活支援センター事業 ・相談支援事業、研修の実施を委託する(中部1市4町委託授業)。	福祉あんしん課
	療養介護医療費事業	障がいの軽減、除去や機能回復のために受ける医療の費用を負担することで対象者の経済的負担を軽減する。	福祉あんしん課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。(障がい者世帯は優先して入居することができる。)	建設住宅課
	雇用・就労の支援と社会参加の推進	企業への啓発活動の推進	企業に対して、障がい者雇用の促進と就労条件についての理解を求め、生きがいのある働きやすい職場環境づくりについて啓発する。
公正な採用・選考の推進	事業主に対し、「障害者雇用促進法」の遵守を求めるとともに、公正な採用及び選考に向けた啓発を行う。	商工観光課	
人権・同和教育推進協議会企業部会企業訪問と研修	さまざまな人権課題に対応するため企業への普及啓発を行う。 ・企業訪問9月～10月 ・研修会にて啓発を行う。	商工観光課	

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	障がい者への支援制度及び相談窓口等の情報提供	パンフレット、町ホームページ等を活用し、情報提供に努める。また、町障がい者地域生活支援センターで関係機関との緊密な連携による個々に対応したきめ細やかな支援を行う。	福祉あんしん課
	障害年金制度の相談窓口等の情報提供及び助言等の申請支援	パンフレット、町ホームページ等を活用し、情報提供に努める。申請手続きが複雑なため、希望者には適宜助言等を行い、申請支援も行う。	町民生活課 福祉あんしん課

## 5 部落問題



### ■推進方針

- (1) 部落問題の正しい理解
- (2) 発達段階に応じた教育・啓発の推進
- (3) 文化センター事業の取り組み
- (4) 差別の解消に向けた取り組み

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
部落問題の正しい理解	県部落解放月間	部落問題の早期解決をめざし、町民の理解と認識を深めるため、こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペンの着用等、期間中にさまざまな啓発活動を実施する。 期間：7月10日～8月9日	人権・同和教育課 こども園・保育園 小中学校
	町部落解放週間	部落問題の早期解決をめざし、町民の理解と認識を深めるため、町独自に部落解放週間をさだめ、こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペンの着用等、期間中にさまざまな啓発活動を実施する。 期間：12月4日～10日	人権・同和教育課 こども園・保育園 小中学校
	部落解放文化祭	部落問題をはじめとするあらゆる人権問題について町民一人ひとりが学習を深め、人権意識の高揚を図るために部落解放文化祭を開催する。	文化センター
	職場内人権・同和教育現地研修会	部落差別の現実から深く学び、町職員としての責務を自覚するとともに、あらゆる差別をなくす行動や実践につなげる。	総務課 人権・同和教育課
	新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会	部落差別の現実から深く学び、教職員としての責務を自覚するとともに、あらゆる差別をなくす行動や実践につなげる。	教育総務課 人権・同和教育課
	現地研修会（フィールドワーク）	部落差別の歴史や実態等について、現地研修を実施し、差別をしない、させない、許さない意識の啓発を行う。	文化センター
	部落問題学習への講師派遣	小中学校および地域に対し、部落問題学習の講師として学習を推進し、部落問題の正しい理解を図る。	人権・同和教育課 文化センター

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
発達段階に応じた人権・同和教育、啓発の推進	学校における部落問題学習	発達段階に応じて基本的な人権を学習していく中で、小学校高学年からの学習では、部落問題の歴史的経緯等を理解し、偏見や差別に潜む不合理性に気付く学習を行う。	小・中学校
	人権まなびの講座	町民に対し、部落問題をはじめとするあらゆる人権課題について学習する機会を提供する。	文化センター
文化センター事業の取り組み	小・中学生学習会	小中学生を対象に、学力保障、人権学習、仲間づくりの3つの柱をもとに学習を行う。	文化センター
	部落解放中部地区中学3年生交流会への参加	部落解放中部地区交流会に参加し交流を深め部落解放の意欲を高める。	文化センター
	青年及び高校生育成	地域の青年及び高校生の仲間づくりやつながりをつくるための支援を行う。	文化センター
	各種交流事業	地域住民の教養文化を高めるとともに、町民全体に広く呼びかけることで、住民が互いの理解と交流を促進する場とする。	文化センター
	保護者の活動支援	保護者としての資質の向上と親睦を図り、子どもの健全育成に努める。	文化センター
	各種教室活動	各種教室活動を支援し地域住民と周辺地域住民の生涯学習を推進するとともに、住民同士の理解と交流を促進する場とする。	文化センター
	県隣保館・児童館連絡協議会との連携	県隣保館・児童館連絡協議会が主催する研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。	文化センター
差別の解消に向けた取り組み	文化センターにおける相談事業	職員による相談受付や家庭訪問の実施を行い、関係機関と連携を図り、相談者に寄り添った支援を行う。	文化センター
	人権擁護委員による人権相談	各地区公民館を会場に人権擁護委員による人権相談を毎月2回開催する。	人権・同和教育課
	差別事象等対応マニュアルに基づく対応	差別事象が発生した場合、「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づき、速やかに事実関係を把握し、再発防止への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討する。	人権・同和教育課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	人権・同和教育課
	本人通知制度の実施	住民票や戸籍等の不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止するために本人通知制度を実施する。	町民生活課
	「身元調査お断り」の啓発	身元調査をなくしていくための啓発活動や個人のプライバシー保護に関する啓発を行う。	人権・同和教育課

## 6 アイヌ民族の人権



### ■推進方針

#### アイヌの人々に対する理解

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
アイヌの人々に対する理解	啓発活動の推進	アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を行う。	人権・同和教育課
	小中学校教育におけるアイヌに関する教育の充実	小中学校でアイヌの歴史や文化を学習し、理解を深める学習を行う。	小中学校

## 7 外国にルーツがある人の人権



### ■推進方針

- (1) 国際理解・交流の推進
- (2) 生活情報提供・相談支援体制の充実
- (3) 社会参画の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
国際理解・交流の推進	地域における国際理解の推進	相互の国の伝統や文化、慣習、歴史等の学習機会の提供や交流をとおして、異文化への理解を深めるよう、地域での国際理解を推進する。	人権・同和教育課
	園における交流活動の推進	外国語指導助手との交流や外国にルーツがある保護者・園児との関わり合いをとおして文化や生活習慣の理解を深めそれぞれの文化を尊重するための素地を養う。	こども園・保育園
	学校における国際理解交流の推進	外国語指導助手をはじめ、外国にルーツがある児童生徒、地域の方などと交流等をとおして国際感覚を養い、異文化理解を深める。	小中学校
	琴浦町国際交流協会との連携	琴浦町国際交流協会の交流イベント等の支援を行い、交流の機会の提供や国際理解を深める取り組みを行う。	企画政策課
生活情報提供・相談支援体制の充実	わかりやすい生活情報の提供	ゴミの分別方法や、防災等の行政情報等生活に必要な情報について、わかりやすい方法で情報提供を行う。	総務課 関係課
	生活相談への対応	外国にルーツがある人の生活の困りごと等の相談に対応し、生活を支援する。	町民生活課
	学習支援員等の配置	外国籍の児童生徒や外国にルーツがある児童生徒の適応を促し、必要な学習支援を行う。	教育総務課
社会参画の推進	企業への採用促進及び啓発活動の推進	ハローワーク等と連携して、雇用促進に努める。在住外国人の雇用と働きやすい職場環境を実現していくため、企業啓発に努める。	商工観光課

## 8 病気にかかわる人の人権



### ■推進方針

- (1) 病気に対する正しい知識の普及啓発
- (2) 病気にかかわる人の人権を守る取り組み
- (3) 認知症関連施策の充実

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
病気に対する正しい知識の普及啓発	啓発活動の推進	町民へさまざまな病気に対する理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくしていくための啓発活動や講演会等を実施する。	人権・同和教育課 すこやか健康課
	保健体育等における学習の推進	病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくしていくために、性教育や健康教育等とおして、病気に関する正しい理解の普及を進める。	小中学校
病気にかかわる人の人権を守る取り組み	相談支援体制の充実	療養中の人やその家族が一人で悩んだり孤立しないように、相談窓口の周知を行う。	すこやか健康課
認知症関連施策の充実	認知症への理解の普及・啓発	広報誌や講演会、健康教室等での啓発や、認知症サポーター養成講座の開催を行う。	すこやか健康課
	物忘れ相談	認知症の早期発見・治療につなげるため、専門医による相談の機会を設け、個別に相談に応じる。	すこやか健康課
	あたまイキイキ音読会	声に出して本を読むことで、脳の活性化が期待できるとされている。詩や昔話などをみんなで声に出して読む会を定期的に行う。	社会教育課 図書館
	認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業	認知症の方が行方不明になった場合、早期発見、早期保護するため警察署、町及び関係機関が連携し搜索活動が行えるようSOSネットワークの構築を行う。	総務課 すこやか健康課 関係機関

## 9 刑を終えて出所した人の人権



### ■推進方針

#### 更生・社会復帰に向けた取り組み

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
更生・社会復帰に向けた取り組み	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え参加するきっかけをつくることをめざし、毎年7月を強調月間とし、保護司会、更生保護女性会等と一緒に街頭啓発活動等の取り組みを行う。	人権・同和教育課
	更生保護に関わる団体等への支援	犯罪や非行をした人が罪をつぐない、社会復帰を支える更生保護に関わる団体等への各種活動の支援を行う。	人権・同和教育課



## 10 犯罪被害者等の人権



### ■推進方針

- (1) 犯罪被害者等への理解の推進
- (2) 犯罪被害者等に対する支援の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
犯罪被害者等への理解の推進	啓発活動の推進	「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者等の人権について啓発活動を実施する。 期間：11月25日～12月1日	人権・同和教育課
犯罪被害者等に対する支援の推進	相談支援体制の充実	相談窓口の周知に努め、人権擁護機関と連携し相談支援体制の充実を図る。	人権・同和教育課
	DV等支援措置	被害者本人からの申し出により、加害者に所在を知られないよう申請者の証明書等の発行を制限することで、危害の発生を防止する。	町民生活課

## 11 インターネットにおける人権



### ■推進方針

- (1) ネットにおける人権の教育・啓発
- (2) 被害者等への相談支援の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
ネットにおける人権の教育・啓発	啓発活動の推進	情報の収集・発信における個人の責任や情報リテラシーについて理解を深めるための教育・啓発を行う。	人権・同和教育課
被害者等への相談支援の推進	相談支援の推進	関係機関と連携し、相談者の立場に立った支援に取り組むとともに、相談窓口の周知に努める。	人権・同和教育課 関係課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	人権・同和教育課

## 12 北朝鮮当局による拉致問題等



### ■推進方針

- 国・県と連携した広報・啓発の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
国・県と連携した広報・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」等における啓発活動	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)等において、国や県と連携して、拉致問題についての講演会、町報等への掲載、ポスターの掲示等の啓発活動を行う。	人権・同和教育課

### 1 3 生活困窮者の人権



#### ■推進方針

- (1) 自立に向けた支援の推進
- (2) 生活困窮者の人権に関する教育・啓発

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
自立に向けた支援の推進	生活保護扶助事業	生活困窮の程度によって、必要な扶助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を促す。	福祉あんしん課
	生活困窮者自立支援制度	生活保護に陥る前に就労支援等のさまざまな支援を行う。	福祉あんしん課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	建設住宅課
生活困窮者の人権に関する教育・啓発	啓発活動の推進	生活困窮者の抱える問題や地域のつながりの大切さについて、さまざまな機会を通じて啓発を推進する。	人権・同和教育課

### 1 4 性的マイノリティの人権



#### ■推進方針

- (1) 性的マイノリティに関する教育・啓発
- (2) 「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供
- (3) 相談支援体制の充実

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
性的マイノリティに関する教育・啓発	啓発活動の推進	性的マイノリティを理由とする偏見や差別、いじめ等の人権侵害がないよう、多様な性について理解を深めるための啓発活動を推進する。	人権・同和教育課
	性の多様性への教育の推進	学校教育における、性の多様性に関する教育や性の多様性に配慮した保育を行い保護者への啓発を推進する。	小中学校 こども園・保育園
「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供	行政サービスの提供	県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した、行政サービスを提供し、性的マイノリティの人やその家族が、安心して自分らしく生きられる社会の実現をめざす。	関係課
相談支援体制の充実	相談支援体制の充実	性的マイノリティの人や関係者からの相談に適切に対応するため、相談窓口を周知し、国、県、専門機関や医療関係等と連携した相談体制の充実に努める。	関係課

## 15 災害等に起因する人権



### ■推進方針

- (1) 要支援者及び被災者への支援体制等の強化
- (2) 適切な情報提供及び教育・啓発

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
要支援者及び被災者への支援体制等の強化	防災における男女共同参画の推進	避難所の設備・備品・運営方針に関し、女性や乳幼児を抱える家庭、また多様な性のあり方に対して配慮を行う。	総務課
適切な情報提供及び教育・啓発	防災教育の充実	園や学校の立地や子どものものの実態に応じ、さまざまな状況を想定した避難訓練及び防災教育を実施する。	総務課

## 16 個人情報保護



### ■推進方針

#### 個人情報保護の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
個人情報保護の推進	「個人情報保護条例」の遵守	個人の権利や利益を保護するために、個人情報の適正な取り扱いに努める。また、職務上知りえた秘密を守る守秘義務を遵守する。 また、個人情報保護法の改正により議会が外れたことに伴って、町では新たに「議会の個人情報の保護に関する条例」を制定（令和5年3月）	全課 (議会事務局含む)
	本人通知制度の実施	住民票や戸籍等の不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止するために本人通知制度を実施する。	町民生活課
	「身元調査お断り」の啓発	身元調査をなくしていくための啓発活動や個人のプライバシー保護に関する啓発を行う。	人権・同和教育課

## 17 その他の人権課題、新たな人権問題



### ■推進方針

#### 新たな人権課題等に対する取り組みの推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
新たな人権課題等に対する取り組みの推進	その他の人権課題、新たな人権問題への対応	その他のさまざまな人権課題や、社会情勢の変化にともない新たな人権問題が発生した場合などは、人権問題の性質や状況に応じ必要な施策の検討を行う。	人権・同和教育課
	町人権施策基本方針の改訂	町人権施策基本方針を5年毎に見直し、新たな人権問題及び課題の解決に向け必要な取り組みを行う。	人権・同和教育課